

ゆきぐに大和病院 感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

(1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの方針に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考へて対処する「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを旨とする。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

(2) 感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

委員会は「南魚沼市立ゆきぐに大和病院感染対策委員会規約」に則り、院内感染に対する適切な対策の協議をするとともに、院内感染を防ぐための実務、感染対策に関する教育、情報伝達及び現場の意見の聴取、医療の質の向上を図ることを目的とする。

委員会は毎月1回程度開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。

委員会が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

所掌業務は

- 1 院内感染対策のマニュアル作成に関すること
- 2 院内感染の予防と対策に関すること
- 3 感染症情報報告に基づく審議
- 4 新興感染症・再興感染症への対応
- 5 職員の感染に対する教育・研修に関すること
- 6 抗生剤の適正な使用に関すること
- 7 その他、院長からの指示並びに当委員会が必要と判断された事柄とする。なお、委員会議事録・研修会記録は事務が行う。

(3) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は研修会・講習会を年2回程度開催する。

研修会・講習会は院内感染に関する教育と実習とを行い、必要に応じて、全職員対象、各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象とするものとする。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、当院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

当院の細菌検査結果から微生物の検出状況を把握し、委員会報告する。

(5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、委員会に報告する。委員会は詳細の把握に努め、対策に介入する。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

(6) 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内掲示・病院ホームページで閲覧できる。

(7) その他

職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。